

PTA総合補償制度について

四中PTAでは、PTA活動中のトラブルに備えて保険に加入しています。今年も更新しましたので、保険内容についてご報告します。

この総合補償制度は『PTA傷害保険』と『PTA賠償責任保険』の2つで構成されています。詳しくは、下記をご覧ください。

PTA 傷害保険

PTAが主催・共催する行事中に、生徒・父母会員がケガをしたり、ケガが原因で死亡した場合に補償します。PTA行事への参加のための往復途上も対象となります。

例) PTA行事の行き帰りに転んでケガをした。
同好会（会則第8章）活動中にケガをした。 など

* 保険金額 1名につき 死亡・後遺障害保険金 200万円
入院保険金 日額 2,500円

PTA 賠償責任保険

PTAが主催・共催するPTA活動において、その管理・運営に不備があり、参加者や第三者にケガをさせたり、物を壊して法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

例) PTA行事中トラブルが起き、治療費を請求された。
PTA行事（同好会を含む）のために借りた物品を破損または紛失してしまい弁償を求められた。 など

* 保険金額 対人 1名 5,000万円 1事故 30,000万円
対物 1名 1,000万円

- ★ ケガや事故が発生した場合は速やかにPTAまでご連絡ください。
時間の経過次第では対処しかねます事をご承知おきください。
ご連絡の際は下記の添付をお願いします。

- * 場所・日時
 - * 連絡先
 - * 対象者氏名（連絡者と異なる場合は、連絡者名も）
 - * 破損した箇所の写真（必ず）
- ◎病院の領収書などは保管しておいてください。

マメール（PTAメール） chofu4.jrh@mamail.jp
（QRコード）

